

## 船舶事故調査報告書

平成23年2月24日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 山本 哲也  
 委員 根本 美奈

事故種類	衝突
発生日時	平成22年10月14日 14時05分ごろ
発生場所	愛媛県今治市四阪島北方沖 六ツ瀬灯標から真方位107° 2.7海里（M）付近 （概位 北緯34° 10.9′ 東経133° 11.0′）
事故調査の経過	平成22年11月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 給水船 第十八幸水丸、198トン 135279、三原給水株式会社 40.03m（Lr）×9.00m×3.50m、鋼 ディーゼル機関、588kW、平成9年5月 B 漁船 幸栄丸、4.99トン EH3-44587（漁船登録番号）、個人所有 10.67m（Lr）×2.73m×0.76m、FRP ディーゼル機関、48kW（漁船法馬力数）、昭和56年3月12日
乗組員等に関する情報	A 船長 男性 54歳 五級海技士（航海） 免許年月日 昭和52年12月2日 免状交付年月日 平成21年4月2日 免状有効期間満了日 平成27年3月1日 B 船長 男性 45歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和59年6月5日 免許証交付日 平成21年3月16日 （平成26年6月4日まで有効）
死傷者等	負傷 1人（船長Bが右肩腱板損傷、右肩鎖間接捻挫、右手打撲及び右手捻挫）
損傷	A船 右舷船尾部に凹損 B船 船首バルバスバウの脱落
事故の経過	A船は、船長Aほか2人が乗り組み、船長Aが、四阪島北方沖を針路約350°（真方位）及び速力約8.0ノット（kn）（対地速力、以下同じ。）で愛媛県上島町赤穂根島の東端に向けて自動操舵で航行した。 船長Aは、備後灘航路第2号灯浮標（以下「第2号灯浮標」という。）の北方沖を北進中、A船の右舷側には約100～150m間隔で漁船が操業

	<p>しており、右舷前方0.3～0.4M付近に前路を左方に横切る態勢のB船を初めて視認したが、B船がA船の船尾方を通過して行くものと思ひ、同じ針路及び速力で航行した。</p> <p>船長Aは、B船の方位に明確な変化がなく右舷船首方200～300m付近に接近したので衝突の危険を感じたものの、右舵をとってB船を避けることができず、汽笛を吹鳴したのち、左舵一杯をとって機関を中立としたが、平成22年10月14日14時05分ごろ、A船の右舷船尾部とB船の船首部とが衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、四阪島北方沖の漁場で底びき網漁の操業を行い、第2号灯浮標の北東方0.9M付近で揚網を終え、13時55分ごろ揚網場所を発進し、今治市横島南方の投網予定場所に向け、速力約7.0～8.0knで手動操舵により西南西進した。</p> <p>船長Bは、衝突の3分前ごろ、左舷前方に前路を右方に横切る態勢のA船を初めて視認したが、A船とB船とは横切りの関係にあり、B船を右舷に見るA船が避航船となるので、A船がB船の船尾方を避けてくれるものと思ひ、船首甲板上で中腰になって漁獲物の選別作業を始めた。</p> <p>船長Bは、見張りを行わずに選別作業を行いながら航行し、第2号灯浮標の北西方0.5M付近でB船とA船とが衝突した。</p>								
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り、風向 南南西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏</p>								
<p>その他の事項</p>	<p>船長Bは、救命胴衣を着用していなかった。</p>								
<p>分析</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="515 1048 813 1093">乗組員等の関与</td> <td data-bbox="813 1048 1457 1093">あり</td> </tr> <tr> <td data-bbox="515 1093 813 1137">船体・機関等の関与</td> <td data-bbox="813 1093 1457 1137">なし</td> </tr> <tr> <td data-bbox="515 1137 813 1182">気象・海象の関与</td> <td data-bbox="813 1137 1457 1182">なし</td> </tr> <tr> <td data-bbox="515 1182 813 1814">判明した事項の解析</td> <td data-bbox="813 1182 1457 1814"> <p>A船は、四阪島北方沖を北進中、船長Aが、右舷前方に前路を左方に横切る態勢のB船を視認した際、B船がA船の船尾方を通過して行くものと思ひ込み、衝突するおそれがある態勢で接近するB船の進路を避けず、同じ針路及び速力で航行したことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、四阪島北方沖を西南西進中、船長Bが、左舷前方に前路を右方に横切る態勢のA船を視認した際、A船とB船とは横切りの関係にあり、B船を右舷に見るA船が避航船となり、A船がB船の船尾方を通過して行くものと思ひ込み、船首甲板上で漁獲物の選別作業を行い、見張りを行わなかったことから、A船が避航動作をとっていないことに気付かずに航行し、A船と衝突したものと考えられる。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	あり	船体・機関等の関与	なし	気象・海象の関与	なし	判明した事項の解析	<p>A船は、四阪島北方沖を北進中、船長Aが、右舷前方に前路を左方に横切る態勢のB船を視認した際、B船がA船の船尾方を通過して行くものと思ひ込み、衝突するおそれがある態勢で接近するB船の進路を避けず、同じ針路及び速力で航行したことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、四阪島北方沖を西南西進中、船長Bが、左舷前方に前路を右方に横切る態勢のA船を視認した際、A船とB船とは横切りの関係にあり、B船を右舷に見るA船が避航船となり、A船がB船の船尾方を通過して行くものと思ひ込み、船首甲板上で漁獲物の選別作業を行い、見張りを行わなかったことから、A船が避航動作をとっていないことに気付かずに航行し、A船と衝突したものと考えられる。</p>
乗組員等の関与	あり								
船体・機関等の関与	なし								
気象・海象の関与	なし								
判明した事項の解析	<p>A船は、四阪島北方沖を北進中、船長Aが、右舷前方に前路を左方に横切る態勢のB船を視認した際、B船がA船の船尾方を通過して行くものと思ひ込み、衝突するおそれがある態勢で接近するB船の進路を避けず、同じ針路及び速力で航行したことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、四阪島北方沖を西南西進中、船長Bが、左舷前方に前路を右方に横切る態勢のA船を視認した際、A船とB船とは横切りの関係にあり、B船を右舷に見るA船が避航船となり、A船がB船の船尾方を通過して行くものと思ひ込み、船首甲板上で漁獲物の選別作業を行い、見張りを行わなかったことから、A船が避航動作をとっていないことに気付かずに航行し、A船と衝突したものと考えられる。</p>								
<p>原因</p>	<p>本事故は、四阪島北方沖において、A船が北進中、B船が西進中、両船が互いに視野の内にあり、衝突するおそれがある態勢で接近した際、船長Aが、B船の進路を避けずに航行し、また、船長Bが、見張りを行わなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>								